

海老名市公共サインガイドライン 概要版

目 次

1	ガイドライン策定の目的	1
2	公共サインの整備基本方針	1
3	本ガイドラインの役割	1
4	公共サインの体系	3
5	共通基準	4
6	個別基準	5
7	整備、維持・管理	8
8	公共サインデザイン標準形	9

平成 27 年 6 月
海老名市

1 ガイドライン策定の目的

市内には、駅にある周辺施設の案内看板や、観光施設にある歴史を記した看板、施設へ誘導する看板など、多くの「公共サイン※」が設置されています。公共サインは、個々には、案内、誘導、規制や景観形成等の役割を担っているものの、現状では各設置主体がそれぞればらばらにデザイン（形状、色、文字等）や配置等を検討し設置・管理していることから、市民や来街者にとって移動経路や現在地を把握しにくく、また、景観形成上も市外との差異や海老名市としての独自性があまり見られない状況になっています。

こうしたことを背景に、このガイドラインは、市の公共サインの体系的、統一的なデザインの基準や維持管理方針等を定めることにより、市民や来街者がより分かりやすく移動等ができるようにするとともに、海老名にふさわしい魅力ある都市景観の形成を図ることを目的とします。

※公共サイン

公共サインは、不特定多数の方が利用する公共性の高い標識・地図・案内誘導板等の総称で、駅前広場、道路、公共建築物等の公共空間に国、地方公共団体等が設置するものです。

公共サインは、様々な情報・機能の付加や街のイメージカラー等による仕上げにより、街を演出するための道具としても活用できます。

2 公共サインの整備基本方針

海老名市の公共サインは、施設を案内・誘導するサインの連携によるサイン配置システムを構築し、以下の4つの基本方針に従い、整備を進めるものとします。

- ①デザインに統一感を与える
- ②ユニバーサルデザインを導入する
- ③情報の棲み分けと連携を推進する
- ④適切な維持管理方針を推進する

3 本ガイドラインの役割

(1) ガイドラインの適用範囲

公共サインの新設、改修、増設等を行う場合、適用します。

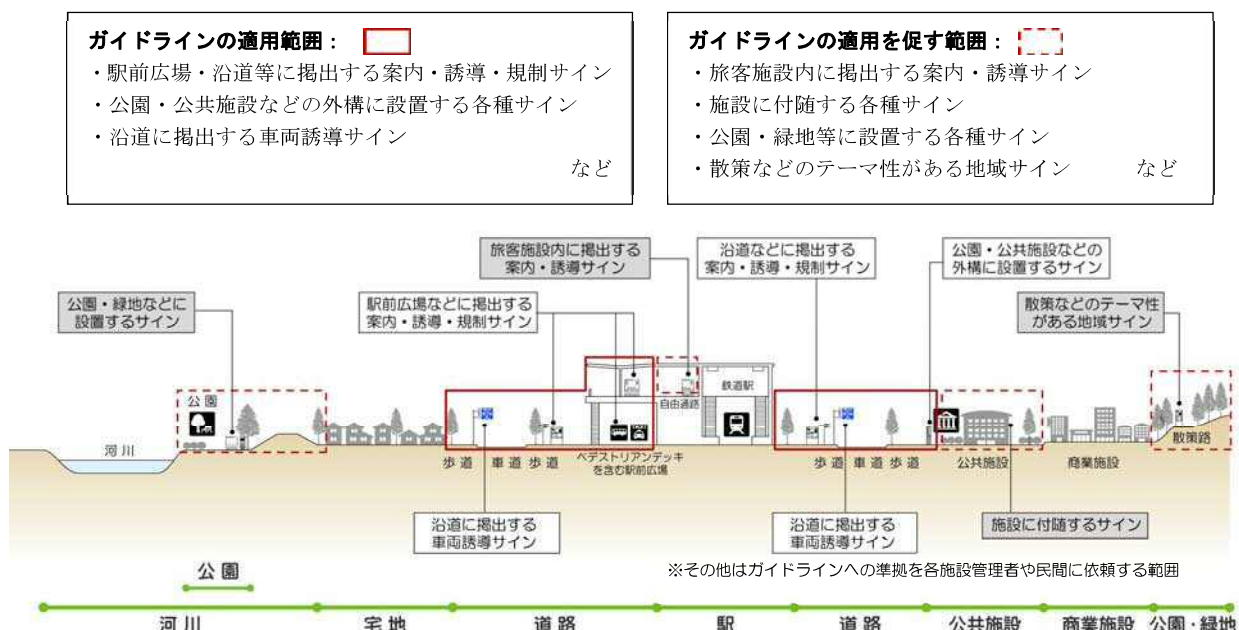
【適用となるサイン】

本ガイドラインは、海老名市が道路及び道路に面する場所等に設置する以下のサインに適用します。

- ①案内サイン
- ②誘導サイン
- ③記名サイン
- ④説明サイン
- ⑤規制サイン※
- ⑥車両誘導サイン
- ⑦通り名サイン

※：長期間にわたって掲示するものに限りします。

【適用範囲のイメージ】

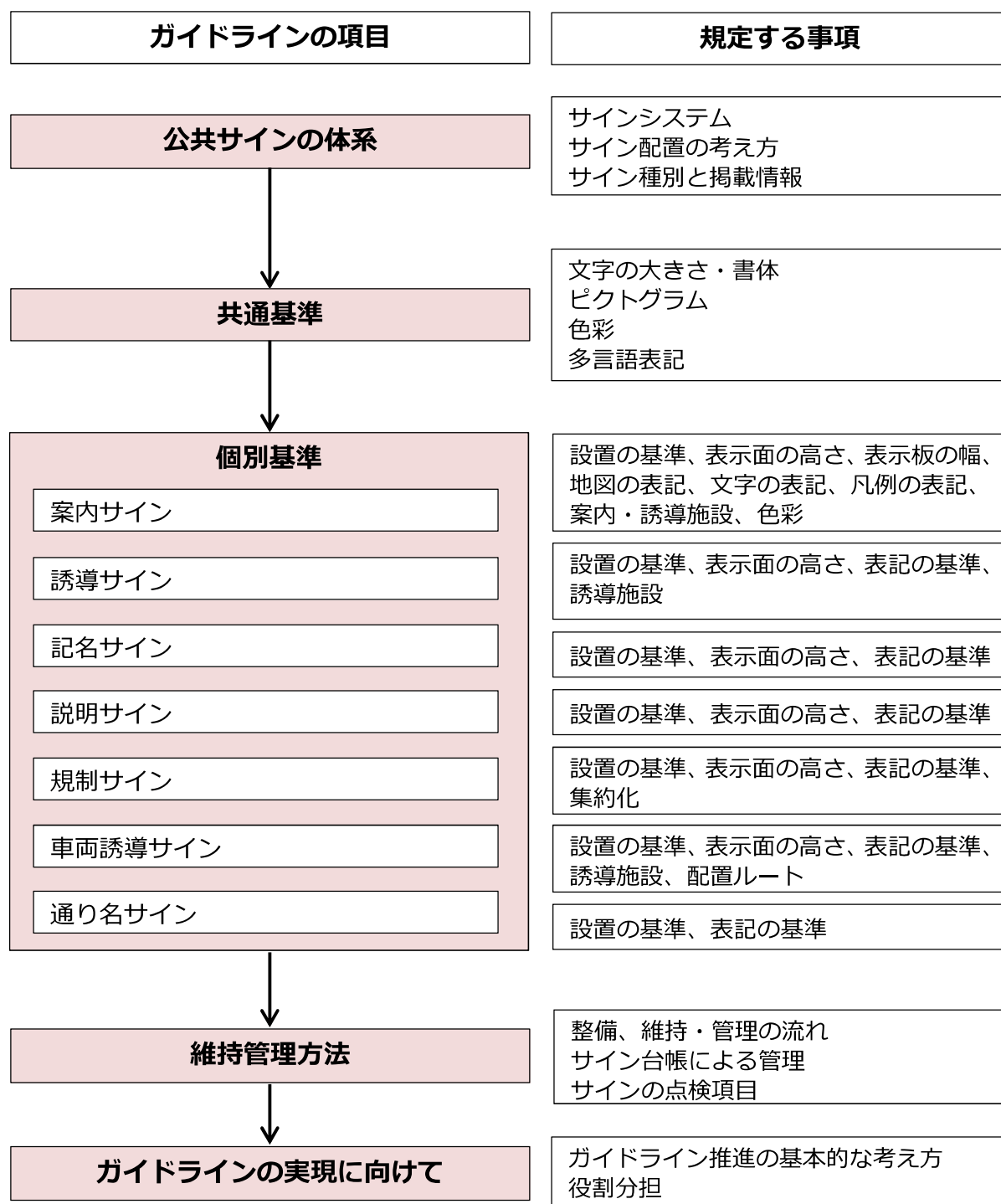


(2) ガイドラインの構成

本ガイドラインでは、公共サイン整備において共通性を確保すべき事項の考え方、参照すべき基準及び配慮事項等を示しています。

実際にサインを整備するにあたっては、道路管理者及び道路構造物、道路占用物の所有者との協議を行うとともに、配置、デザイン及び表記に関する共通基準である「構成要素の基本方針」を踏まえたうえで、各サインの個別基準である「種類別の基本方針」や「車両系サインの基本方針」を参考に公共サインの整備を行うものとします。

なお、サインの設置後は「維持・管理の方針」を基に適切な管理を行うものとします。

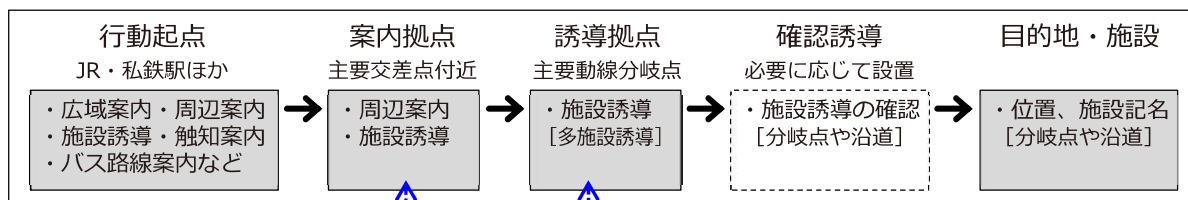


4 公共サインの体系

(1) サインシステム

公共施設等を案内・誘導するサインは、目的地や施設までの道路や道路に面する場所に、連携して掲出することで有効に機能します。サインの連携による情報の提供を、サインシステムといいます。公共サインの整備は、以下のような体系の考え方で進めます。

◆歩行者系サイン



◆車両系サイン

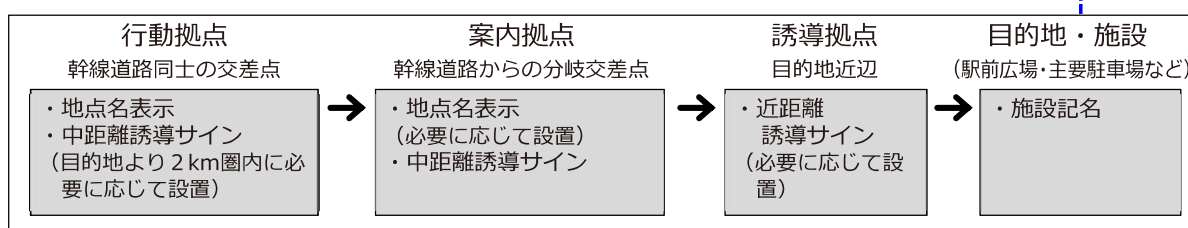


図 1 サインシステムの流れ

(2) サイン配置の考え方

サインは、市街地における都市基盤の整備状況に応じて体系的に配置し、過剰な整備を避けます。市街地の種類として、以下のような市街地の整備状況に合った配置を行います。



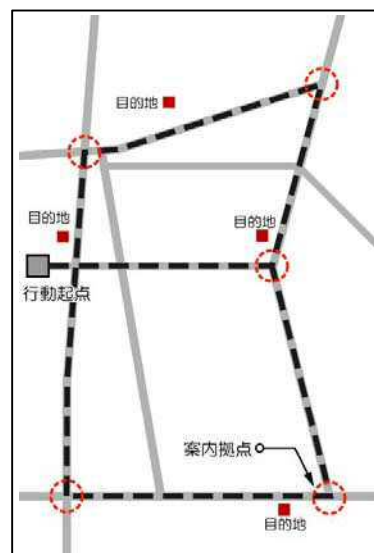
①面的配置パターン

例) 海老名駅周辺



②線状配置パターン

例) 厚木駅周辺
さがみ野駅周辺
かしわ台駅周辺
社家駅周辺
門沢橋駅周辺



③車両誘導サインの配置パターン
(主要道を対象)

例) 海老名サービスエリア周辺
海老名運動公園周辺

5 共通基準

(1) 公共サインの形

- 標準形は、個別基準で定める形とします。
- 標準形を基にし、利用者の視線を考慮した大きさとします。
 - 限られた公共空間を広く占有しないよう、必要最小限の大きさとします。

(2) 公共サインの色

- 標準色は、個別基準で定める色とします。
- 地域でイメージ色を持つ場合、それを使用することもできます。

(3) 文字の大きさ・書体

- 視認性を考慮して、各サインの文字の大きさは下表の設定を基本とし、高齢者や視覚的弱者にも判別しやすいようできるだけ大きいスケールで設定します。
- 設定された文字の大きさを基に、案内標識に掲載する情報内容や量を調整します。
- 書体は、視認性の優れた角ゴシック体を基本とします。
- 英文文字は、和文の70～80%程度とし、サンセリフ書体を基本とします。



案内サインの文字高の例

海老名
Ebina

和文：角ゴシック書体
英文：サンセリフ書体

フォントの例

(4) ピクトグラム

- ピクトグラム、矢印は、JIS案内用図記号や国土交通省が推奨する「一般案内用図記号検討委員会」が策定したガイドライン（図記号の表示方法の原則）等、標準的な利用例を参考に積極的に活用します。



(5) 色彩

- 文字や図と下地のコントラストを強くする等視認性を高めます。
- 地図、地形は、自然に見える色彩とします。
- 高齢者、視覚的弱者、色覚障がい者に配慮し、カラーユニバーサルデザインの考え方に基づき、「青と黒」「黄と白」「赤と緑」など見づらい色の組み合わせは行わないこととします。



(6) 日本語表記

- 日本語は、国文法、現代かなづかいによる表示を原則とします。
- 長い名称は、可能な場合は省略して表示し、愛称や略称のある場合は、それを使用することとします。

(7) 外国語表記

- 多言語表記を行う場合には、日本語に英語を併記することを基本とします。
- ただし、外国人観光客等の利用が多いと想定される場所（主要な行動起点）については、必要に応じて中国語（簡体字）やハングルを併記するのが望ましいこととします。多言語表記にあたっては、適切な文字スケールの確保やわかりやすさに配慮します。
- 後述する国際的に通用する情報伝達手段としてのピクトグラムの活用を図り、多言語対応を補完します。
- その他、多言語表記については国土交通省・観光庁『観光立国実現に向けた多言語対応の改善・強化のためのガイドライン』に準拠するものとします。

6 個別基準

サインの種類に応じて、設置、表示面の高さ、表記などの基準とデザイン例を提示します。

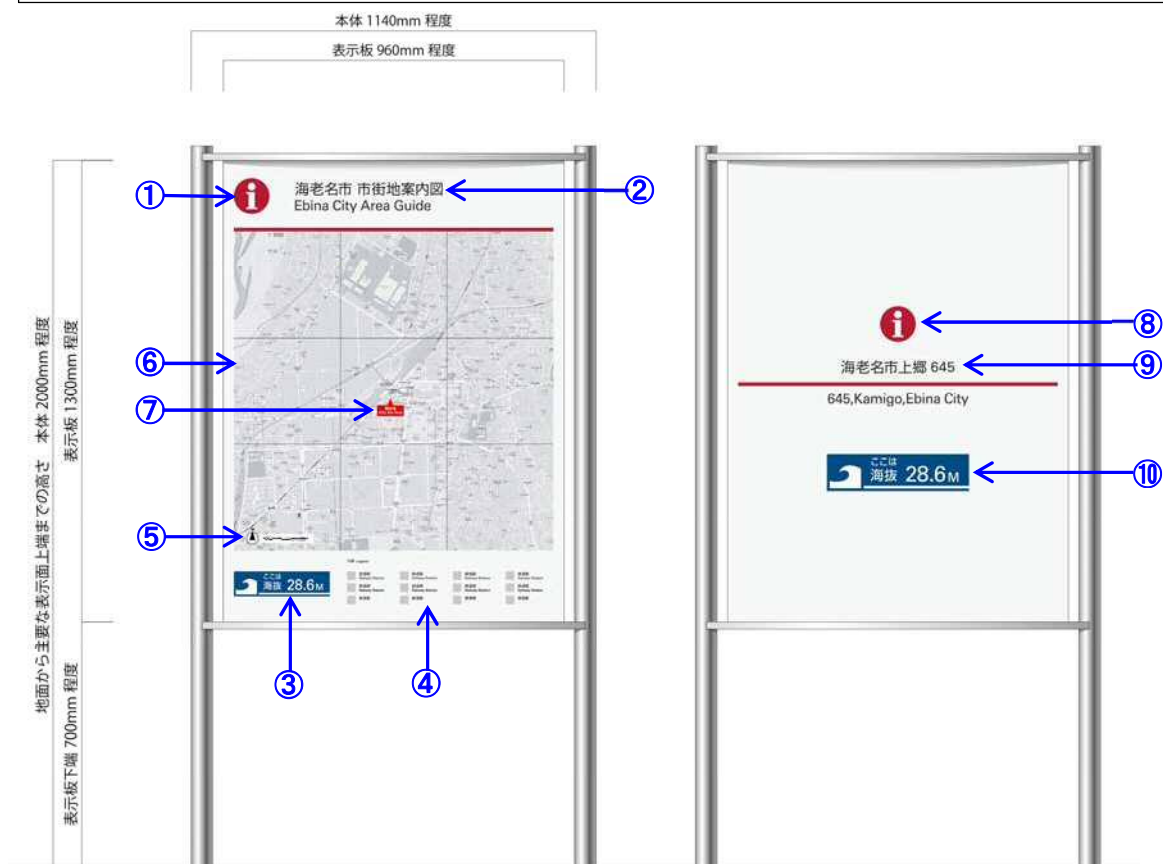
(1) 案内サイン

案内サインは「行動起点」および「案内拠点」に設置します。

■規定する事項：設置の基準、表示面の高さ、表示板の幅、表記の基準、色彩

■設置の基準

- ・歩行者動線の結節点の視認しやすい位置に設置します。
- ・歩行者の円滑な移動を妨げないように配慮し、サイン設置後においても、十分な歩行者空間を確保します。
- ・視覚障がい者ブロック(点字ブロック)の位置とサインの視認位置との関係に配慮して設置します。



案内サイン（表面）の例

案内サイン（背面）の例

■表 面

- ①インフォメーションマークのピクトグラム：JIS 案内用図記号を使用します。[エビ茶色ネガ表示]
- ②案内サインの名称：板面上部のわかりやすい位置に配置し、和文文字高は40mm以上、英文は和文の70%程度とし、ルビは和文の上に表示します。
- ③海拔表示：設置地点の海拔を表示します。
- ④凡例：凡例はピクトグラム＋2言語表記とします。
- ⑤方位と縮尺：表示範囲は、利用者の行動範囲に配慮し、柔軟に設定します。
- ⑥案内図：現在地を中心に、主要施設が収まる範囲を表示します。
 - ・案内図のベースマップには、道路・鉄道・河川・公園などを表現します。
 - ・文字の大きさは、共通基準に定めるものを使用します。
- ⑦現在地（You are here）：共通基準で指定された色彩により、和英併記で表示します。

■背 面

⑧インフォメーションマークのピクトグラム（背面）：JIS案内用図記号を使用します。[エビ茶色ネガ表示]

⑨現在地住所（背面）：和文文字高は40mm以上、英文は和文の70%程度で表示します。

⑩海拔表示：設置地点の海拔を表示します。

※背面には必要に応じて市政情報等の掲示板を設置します。

※サイン配置により背面が隠れる場合には、必ずしも背面の情報を表示する必要はありません。

(2) 誘導サイン

誘導サインは「誘導拠点」および「確認誘導」に設置します。

■規定する事項：設置の基準、表示面の高さ、表記の基準、誘導施設

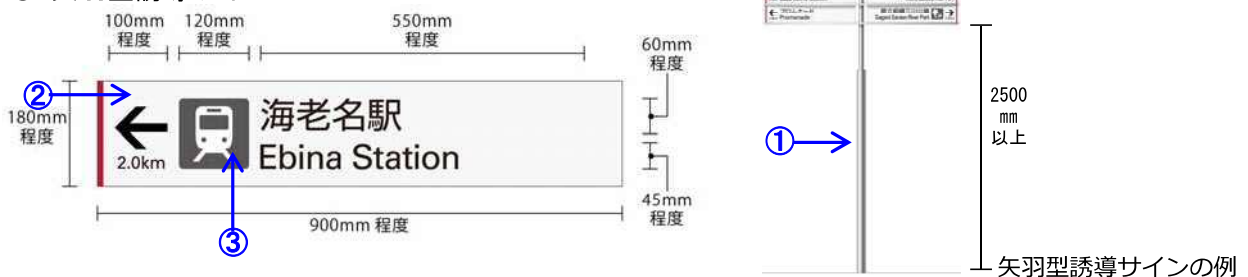
■設置の基準

- ・ 誘導サインは、歩行者動線の結節点の視認しやすい位置に設置します。
- ・ 歩行者の円滑な移動を妨げないよう位置・高さに配慮します。
- ・ 歩行者および車両からの交通標識の視認を妨げない箇所に設置します。

■表示面の高さ

- ・ 矢羽型誘導サインは、矢羽の下端が、設置面から **2500mm** 以上とします。

○ 矢羽型誘導サイン



①支柱などの形状や色彩は、景観に配慮したデザインを採用します。

②誘導する方向に合わせて矢羽を設置すること基本とし、それぞれの方向に複数の施設表示を行う場合は、距離の遠い方を上部に表示します。

③公共施設名称の前に表示するピクトグラムは、JIS標準ピクトグラムを使用し、濃灰色のネガ表現とします。ピクトグラムのない施設名称は、ピクトグラムの先頭に合わせ詰めて表記します。

(3) 記名サイン

- ・ 記名サインは、目的地となる施設に設置する、施設名称を示すサインです。
- ・ 公共施設に面する道路の反対側歩道から判読できる文字の大きさとします。
- ・ 設置する施設に合わせて、デザイン（素材・色彩）を考慮したものとし、周囲の景観と調和の取れた大きさ・形状とします。



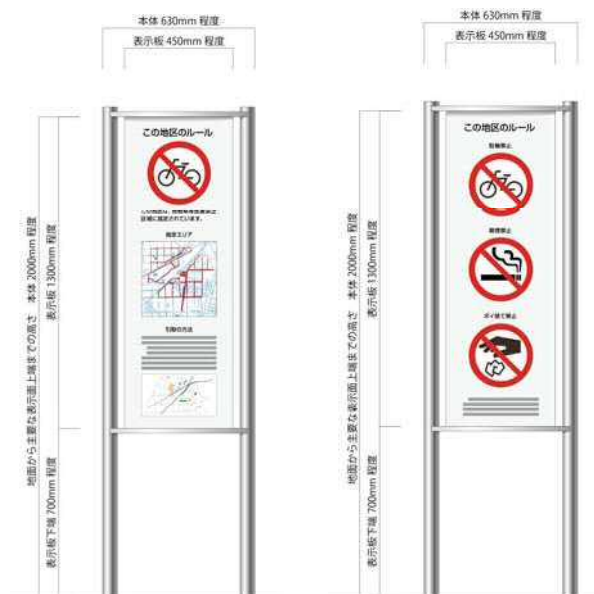
(4) 説明サイン

- ・ 説明サインは、公共施設や観光施設に設置する、施設や地域のあらましを説明するサインです。
- ・ 施設内における来街者の動線に配慮し、立ち止まって読むことのできるスペースを確保できる場所に設置します。
- ・ 施設や観光資源の持つ景観と調和のとれた簡素なデザイン（素材・色彩）とします。
- ・ 写真やイラストの大きさ・配置は必要に応じて変更します。



(5) 規制サイン

- 規制サインは、その地区や施設におけるルールを示すサインです。
- JIS標準のピクトグラムを基本とし、使用する文字数は、理解できる範囲で少なくします。



規制サインの例

参考：複合サインとした場合のレイアウト例

- 複数のサインを複合化する場合、各種サインの基準を踏まえてデザインします。
- サインの配置・向きについて、各種サインと整合が取れるよう配慮します。



案内サイン+誘導サインの例

(6) 車両誘導サイン

- 車両誘導サインは、運転者を主対象に、施設などの方向及び位置を示すサインです。
- 原則として、「道路標識設置基準」に準拠することとします。
- 文字の大きさは、一般道路では、設置される道路の設計速度に対応して設定します。
- 原則として、和英併記とし、ピクトグラム等の使用により分かりやすくします。
- 施設までの距離と方向を矢印表示とします。
- 複数の施設が集中する地区においては、地区を代表する施設名を表示し、多くの施設名を表示することは避けます。

表 1 車両系サインの種類

名 称	車両誘導サイン	車両誘導補助サイン	地点名表示
設置イメージ			
設置場所	幹線道路	施設近傍(必要な場合のみ)	主要交差点
想定される車両速度	40~60km/h	20~30km/h	—
和文文字高	200mm	100mm	200mm

(7) 通り名サイン

- 「通り名（通称名）」がつけられた道路を対象に、「通り名」を周知するために設置します。
- 歩行者及び車両の動線、信号機・道路標識、他の構造物の位置に配慮して設置します。

7 整備、維持・管理

サインの維持・管理や新設・更新整備は、以下のような流れで行います。

(1) 整備、維持・管理の流れ

【新規サイン】

- ・本ガイドラインに基づき整備した公共施設サインは、台帳により管理を行います。
- ・設置後、定期的な清掃、保守点検を行い、必要に応じ、補修、改修等を行います。

【既存サイン】

- ・既存のサインについて、サイン本体の老朽化、表示面の破損、情報内容の間違い等基本となる機能の点検を行います。
- ・必要に応じ、補修を行うが、破損の程度が大きく改修が必要な場合には、本ガイドラインに示す基準にあったサイン新設を推奨するものとします。

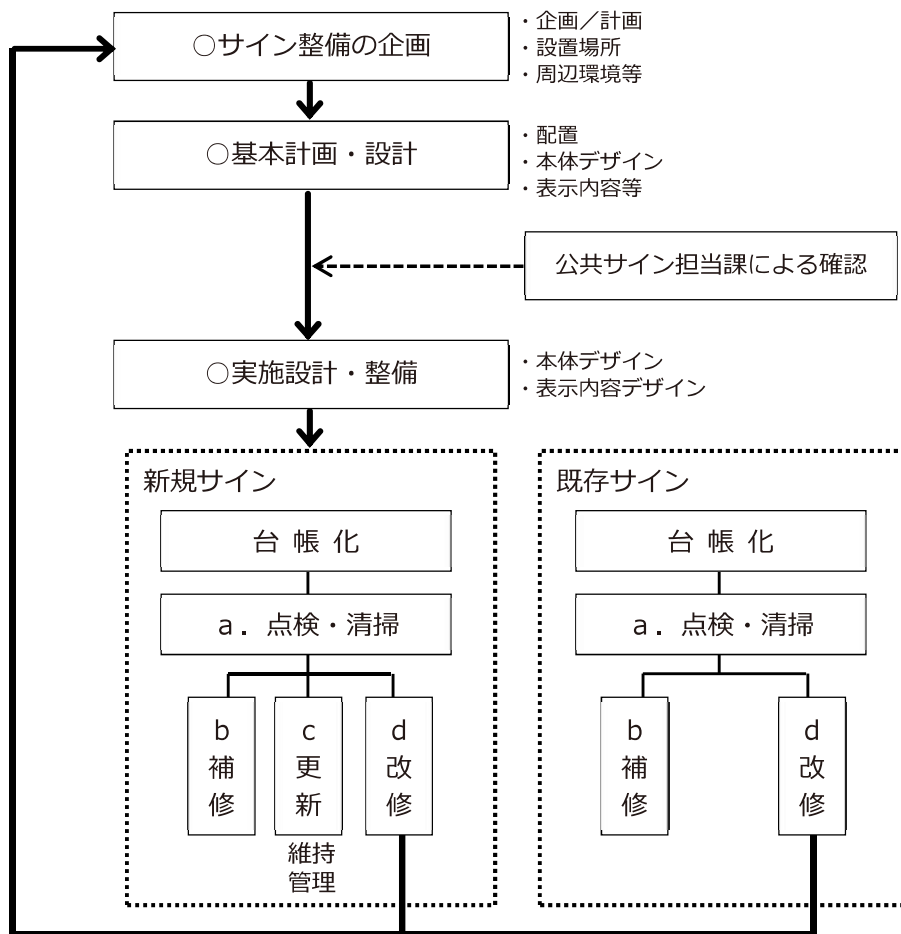


図 2 サインの整備、維持・管理の流れ

(2) サインの維持・管理項目

サイン管理台帳は、整備後の定期点検と補修に活用します。

【新規整備における維持・管理項目】

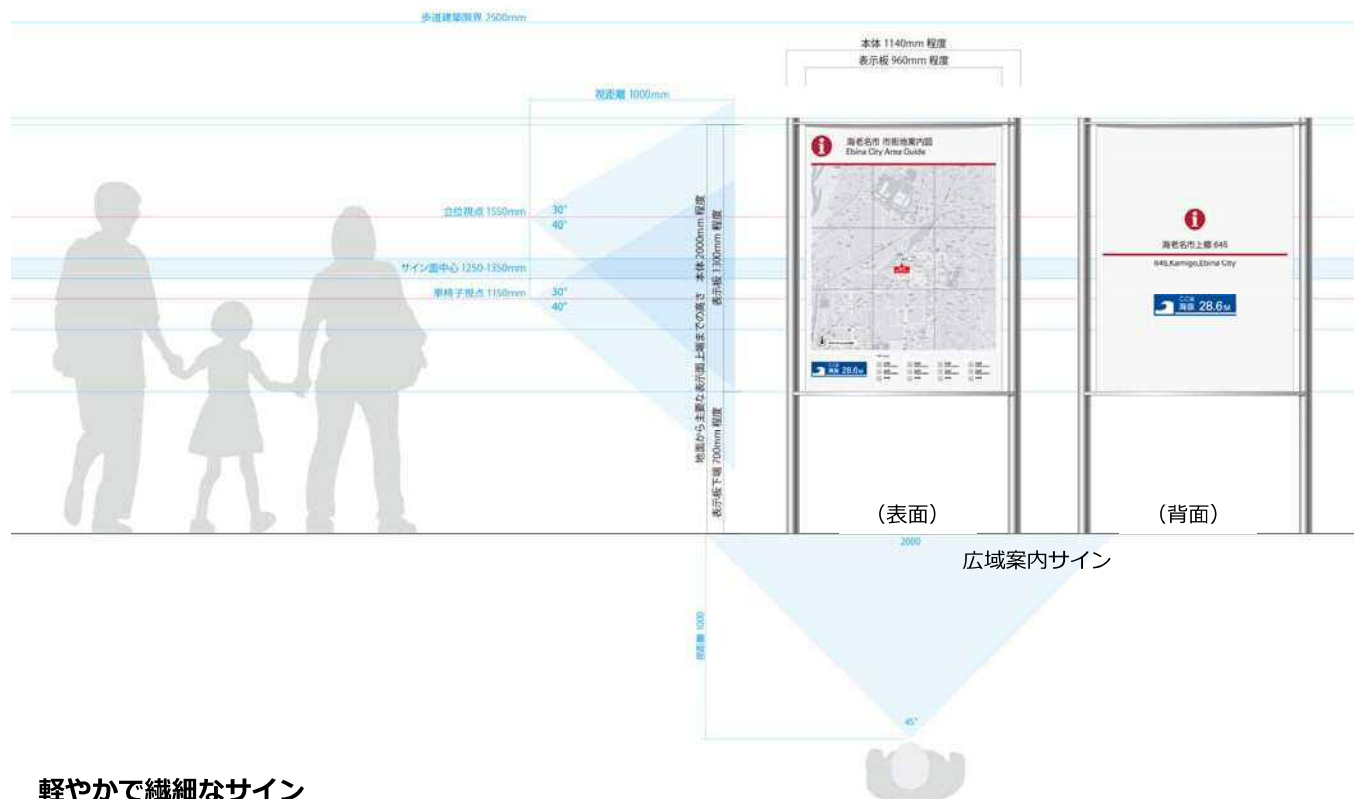
- ・設置状況
[見取り図／設置状況写真／表示面写真]
- ・設置場所とサインの種類
- ・本体の形状・寸法
- ・本体の仕様 [支柱／表示板]

重点地区 コード		重点地区名	管理番号	設置場所								
				町名	地区	住居	備考					
1		海老名駅周辺	1	中央一丁目	3	7						
管理番号 コード	管理番号	サイン種別 コード	サイン種別	サイン名称	設置日			最終更新日		更新予定		
					年	月	日	年	月	日	年	月
140020000	〇〇〇〇番	5	規制サイン	立入禁止	2004	11	15	2004	10	21	2024	10
本体寸法		本体仕様			設置日			設置日		設置日		
幅	高さ				年	月	日	年	月	日	年	月
900	1800	スチール製										
備考												

図 3 管理台帳のイメージ

8 公共サインデザイン標準形

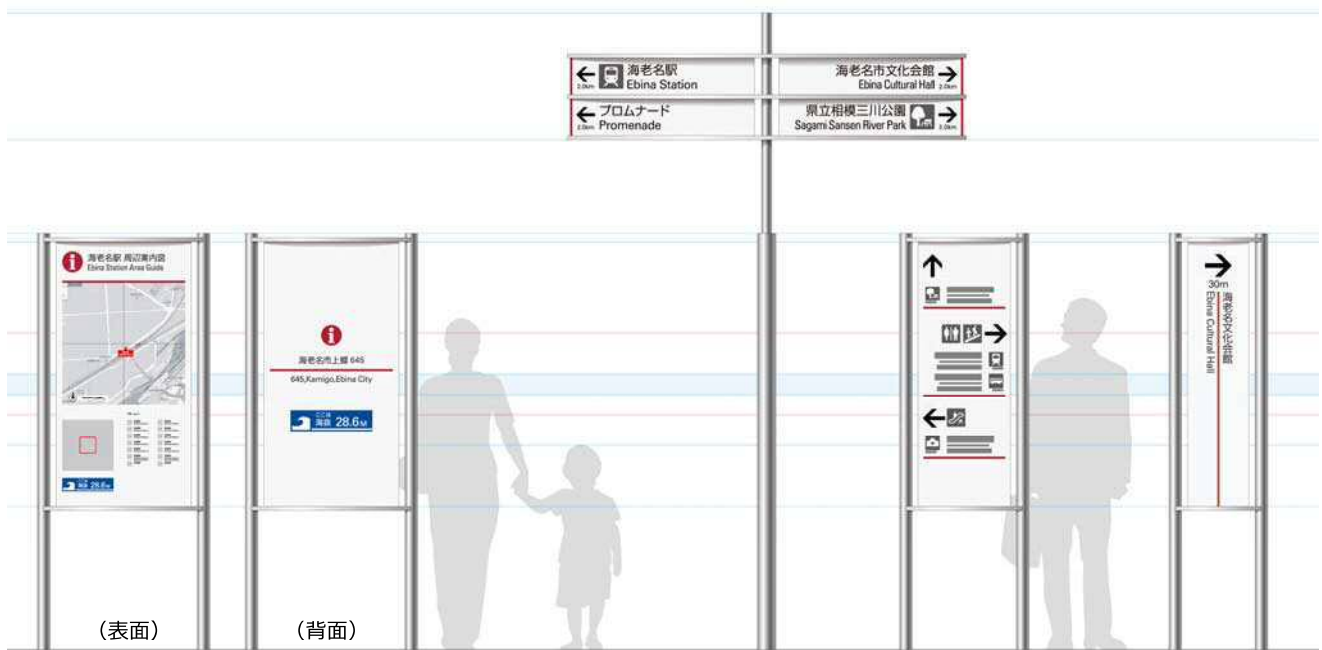
【 公共サインデザイン標準形のイメージ 】



軽やかで繊細なサイン

ステンレスによる繊細な躯体を持つモダンなデザインです。存在感を抑え風景に馴染ませながらも、海老名駅を中心とした海老名市の都市景観の先進性を演出します。サイン板の支持部のゆるやかなカーブは、シャープになりすぎないように柔らかな印象を与えつつ、矢羽形サインにおいては表示の方向性を示す矢印としても機能します。



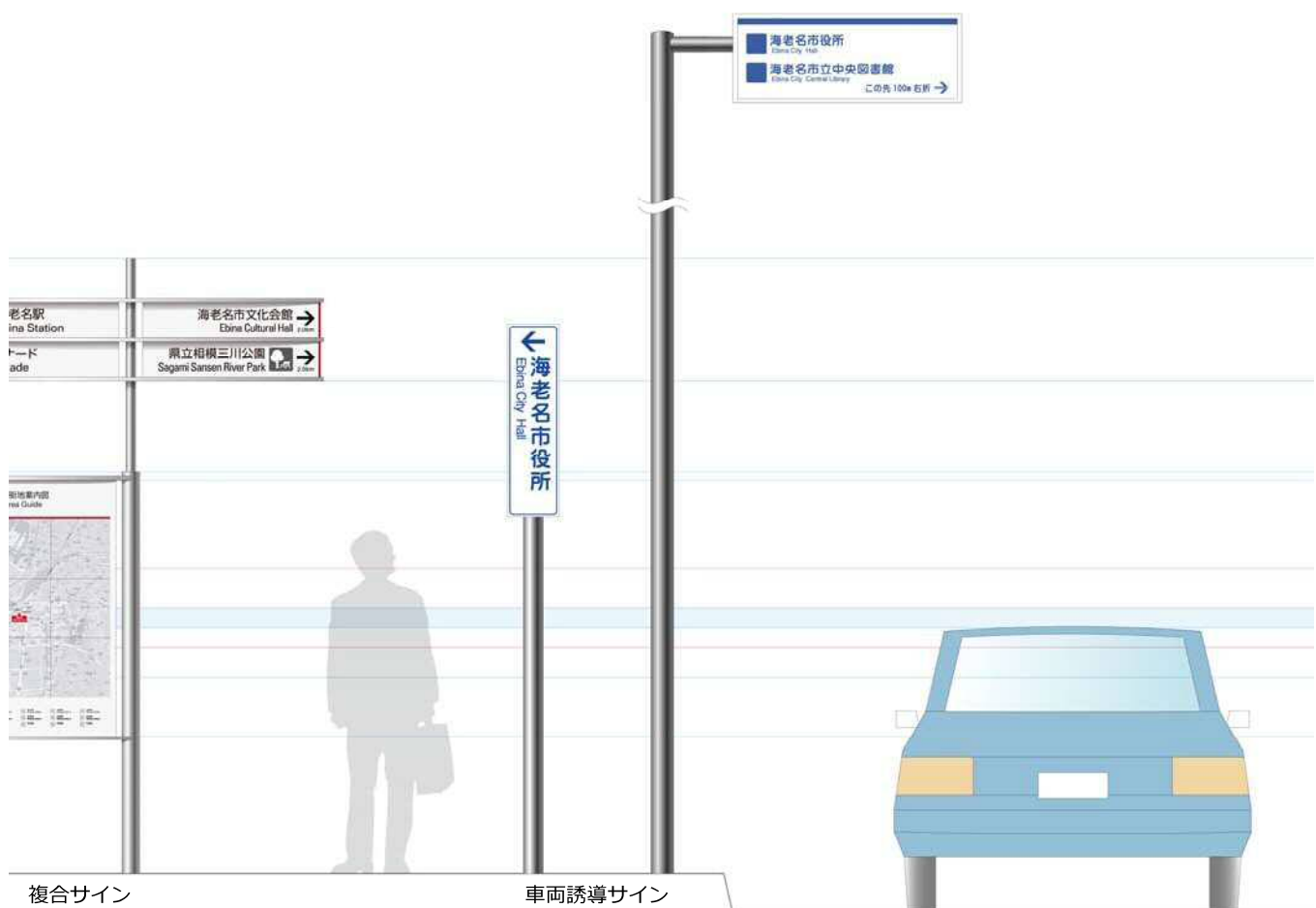


周辺案内サイン

矢羽型誘導サイン

平板型誘導サイン

施設直前誘導サイン



複合サイン

車両誘導サイン

海老名市公共サインガイドライン《概要版》

発行日 平成 27 年 6 月

発行者 海老名市まちづくり部都市計画課

〒243-0492

海老名市勝瀬175番地の1

Tel 046-235-9391

※ 無断での転載、複写を禁じます。